

坂戸市男女共同参画推進条例

平成 16 年 6 月 24 日 条例第 14 号

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、本市では昭和 51 年に市民一人ひとりがよりよいまちにするため人権を重んじるなどの 5 章を柱とする坂戸市民憲章を制定した。これらを踏まえ、女性に対する差別の解消と地位向上に向けた施策を展開し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として存在し、真の男女平等の達成にはいまだ課題が残され、なお一層の努力が求められている。

ここに、私たちは、実質的な男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を計画的に推進し、もって、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対

する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他の行為のことをいう。
- (5) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人のことをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就学、就労、その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する

個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体、事業者並びに市民と連携し、率先して取り組むものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育等教育に携わる者は、男女共同参画の理念に基づき男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス及び虐待を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、坂戸市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(事業者及び市民の理解を深めるための措置)

第12条 市は、事業者及び市民に対し広報活動等を通じて、基本理念に関する理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(積極的格差是正措置)

第13条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び市民と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講じることにより、男女の均衡を図るものとする。

(事業者及び市民の活動に対する支援)

第14条 市は、事業者及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

(相談窓口)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する総合相

談窓口を設置し、相談に応じるとともに必要な措置を講じるものとする。

（情報の収集及び分析）

第 17 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

（坂戸市男女共同参画審議会）

第 18 条 男女共同参画の推進に資するため、坂戸市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議すること。

(2) 審議会の議決により、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査研究し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係団体の代表者

(2) 学識経験者

(3) 市民の代表者

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年坂戸町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略